



Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 最低代替税(Minimum Alternate Tax (MAT)):外国機関投資家・外国ポートフォリオ投資家には適用されず¹

インド政府は、「外国機関投資家(Foreign Institutional Investors:以下「FII」)および外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investors:以下「FPI」)には、2015年4月1日より前の期間についても最低代替税(Minimum Alternate Tax:以下「MAT」)を課すべきではない」とするA. P. Shah委員会の提言を受諾した。

この問題の背景は以下のとおりである。

- インド税法によると、法人は通常の法人税規定による30%²の税率に基づき計算された税額またはMATの規定による18.5%の税率に基づき計算された税額のいずれか高い方の税額を支払う義務がある
- MATに関する制度(以下「MAT制度」)には国外事業体への適用に関する明確なガイダンスは定められておらず、国外事業体へのMAT制度の適用については相反する見解がある

- 政府は2015年予算案(2015年2月に発表)の中で、MAT制度はFII・FPIが2015年4月以降に稼得したキャピタルゲインおよび利子所得には適用されないことを明記した。当該修正予算案の発効が2015年4月1日以降であったことから、インドの税務調査官は、過年度についてはMAT制度が適用されるべきであると解釈し、追加の課税を行った
- 2015年5月20日、政府は、2015年4月1日より前の期間についてMAT制度がFII・FPIに適用されるか否かを検討し、かつ第三者からの迅速な提言を求めため、AP Shah委員会を設置した
- 2015年8月25日、当該委員会は政府に最終報告を提出し、その中で、2015年4月1日より前の期間についても、MATをFII・FPIに課すべきではないとする提言を示した

また、財務大臣は以下の措置をとる旨を確認した。

- FII・FPIに対して既に提起されている訴訟を取り下げ、新規のMAT課税を行わないよう指示する通達を税務調査官に発行する
- 国内税法を改正し、2015年4月1日より前の期間についてもFII・FPIにMAT制度は適用されないことを明確化する

1 出典:CBDT Notification(2015年5月11日付):FTS No.96370/2015

2 国内法人の場合。国外法人の場合の税率は40%で、該当するサーチャージおよび教育目的税が加算される。

直接税中央委員会 (Central Board of Direct Taxes: (CBDT)) も、FII および FPI への MAT 課税に関するすべての訴訟手続を差し止めするよう税務調査官に要請する内部指示³を出した。また政府は、FII および FPI から MAT を徴収するために税務当局が強制手続をとることも禁止した。

2. ブラックマネー課税法に関する追加規定

ブラックマネー (非開示の国外所得および国外資産) への課税について規定する「2015 年ブラックマネー課税法 (Black Money and Imposition of Tax Act, 2015: 以下「ブラックマネー課税法」) 」は 2015 年 5 月 26 日、大統領からの認可を受けている。これにより、本法は 2015 年 7 月 1 日から適用されている。

ブラックマネー課税法では、インド居住者 (インド市民であるか否かを問わない) が国外に保有する非開示の資産に対して当該資産の価値の 30% の額の税額を課税し、納税しない場合には当該資産価格の 90% の額のペナルティーが課される旨が規定されている。また、非開示の所得または資産について故意に脱税を図った場合には 3~10 年の禁固刑を課するという厳しい罰則も規定されている。

政府は 2015 年 9 月 30 日までに非開示の国外資産および国外所得について申告し、それらに係る税を 2015 年 12 月 31 日までに支払う機会を一度だけ与えるとしており、当該申告納税については「税務コンプライアンス制度 (Tax Compliance Scheme: 以下「TC Scheme」) 」に規定されている。

ブラックマネー課税法は施行から日が浅く、実際の適用例がまだないため、納税者および税務アドバイザーは当該法を遵守するためにいくつかの明確化を要請していた。政府は、資産評価方法や TC Scheme 等に関する問題について FAQ 形式で明確化を行っており⁴、これらについては本ニュースレターの 2015 年 7 月号にその要約が示されている。

今般、政府はブラックマネー課税法に基づく申告

について追加の FAQ⁵ を発表した。追加 FAQ の主要ポイントは以下のとおりである。

- 非開示の国外資産および国外所得に関する申告内容は機密情報として取り扱われる
- 国外口座の銀行明細書を入手できない場合の要件が緩和された。「最も正確な見積り (best estimate)」を申告し、「開示に誤りがあった場合にはペナルティーを支払う」と付記すればよい
- 課税対象の利子、配当、キャピタルゲイン等の年金口座への入金額については、納税者がインド居住者となった年以降申告が必要となる。また、年金口座についても国外資産としての申告が必要である
- 国外銀行口座で受領する年金については納税者が居住者となった年以降、申告が必要となる。外国税額控除は認められない
- インド居住法人が、課税対象となる給与について源泉徴収を行わずに国外銀行口座に支払っている場合、当該給与を受け取る従業員が受取口座である当該国外銀行口座について申告を行ったとしても、当該インド居住法人は、インド税法に基づき、利子およびペナルティーを支払わなければならない
- 国外銀行口座については、納税者が居住者となった日以降の期間における、未申告所得による入金があった銀行口座への入金総額が評価額となる。申告額算定においては、資産の購入または別の銀行口座への入金を目的とする預金引き出しについては減額が認められる。その場合、別口座への入金額または購入資産額については、必要に応じて、引き出しをした銀行口座とは別に申告を行わなければならない
- 銀行口座の申告額が当該口座への入金総額と異なる場合 (当該口座の資金を使って株式を購入した場合等)、申告者はその差額について説明する書類等を提出しなければならない
- インド国外の不動産については、非開示所

3 Instruction No. 9/2015 (2015 年 9 月 2 日)

4 Circular No. 13/ 2015 (2015 年 7 月 6 日付)

5 Circular No. 15/ 2015 (2015 年 9 月 3 日付) を参照のこと。

得からの資金を使って購入した割合に相当する額のみ(不動産ローンにより購入した割合に相当する額を除く)申告する必要がある。ただし、ローン返済が非開示所得の入金がされる銀行口座から行われている場合には、当該銀行口座についても申告を行わなければならない

- 国外にホストが所在するウェブサイト上の電子マネー口座やバーチャルカード口座に非開示所得が入金される場合は、銀行口座と同様の基準で評価を行わなければならない
- 納税者が購入資金を出し、配偶者名義で保有している非開示の国外不動産については、当該納税者が申告することができる。この場合、当該納税者および配偶者の両者について、当該申告開示による追加の課税・ペナルティー等の課税関係が生じることはない
- 申告者の配偶者・子女の銀行口座で資金の全額が当該申告者から提供されている口座については、当該口座に物品サービスの提供に対する入金または支払が行われている場合を除き、申告する必要はない

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。